

返還する必要のない「奨学のための給付金」

～北海道公立高校生等奨学給付金制度のご案内～

1 「奨学のための給付金」とは？

全ての高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる非課税世帯に対し、返還する必要のない給付金を支給する制度です。

※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、通信費、学用品費、通学用品費、教科外活動費、生徒会費、PTA会費、入学学用品費等です。

2 「就学支援金」とは何が違うの？

「就学支援金」は、高等学校等の授業料を支援する制度であり、「奨学のための給付金」とは異なる制度です。

3 「奨学のための給付金」と「就学支援金」の両方を受給することはできるの？

両方の制度の要件に該当する方は両方受給できます。ただし、「就学支援金」とは別に申請が必要です。

また、「高等学校定時制課程教科書給与事業」や「通信制課程教科書学習書給与事業」、「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」との併給はできないのでご注意ください。

4 「奨学のための給付金」の受給要件は？

次の要件を満たす必要があります。

- (1) 基準日（令和5年7月1日現在）に高校生等が国公立の高等学校等に在学していること。
- (2) 基準日に保護者等が北海道に住所を有していること。
- (3) 基準日に保護者等が生活保護法による生業扶助を受けていること。又は、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税であること。

5 申請する時期はいつ頃？どこへ申請書を提出するの？

令和5年7月～8月の学校が指定する期日までに申請書を学校へ提出することとなります。

申請書類は7月以降、学校で配布します。

6 給付額は？

区 分	課 程		
	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護法による生業扶助受給世帯	32,300 円	32,300 円	
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で第1子の高校生等がいる世帯	117,100 円 (予定)	50,500 円	50,500 円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税で15歳以上（中学生を除く。）23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる第2子以降の高校生等がいる世帯	143,700 円	50,500 円	50,500 円

※ 北海道教育委員会以外にも各種修学支援の制度が実施されています。

詳しくは、「公益財団法人北海道高等学校奨学会（<http://www.do-shougaku.or.jp/>）」及び「独立行政法人日本学生支援機構（<http://www.jasso.go.jp/>）」のホームページを御覧ください。

【制度についてのお問い合わせ】

入学する高等学校等の事務室にお問い合わせください。